

**第6期吹田市障がい福祉計画
第2期吹田市障がい児福祉計画**

概要版・案

令和2年(2020年)12月

吹田市

< 目 次 >

第1章	第6期吹田市障がい福祉計画及び 第2期吹田市障がい児福祉計画の概要	1
第2章	吹田市における障がい者の状況	2
第3章	第6期吹田市障がい福祉計画	3
第4章	第2期吹田市障がい児福祉計画	12
第5章	計画に基づく施策の推進に向けて	16

* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい者施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年（2016年）3月に「第4期吹田市障がい者計画」を策定し、障がい者施策の着実な推進に取り組んでいます。

また、平成18年度（2006年度）に第1期の「吹田市障害福祉計画」を策定して以来、3年ごとに改定するとともに、平成30年（2018年）3月には、新たに「第1期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に努めてきました。

前計画の期間が令和2年度（2020年度）をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、障がい福祉サービス等の具体的な成果目標と見込量を設定し、その確保策を明らかにするために策定するものです。

2 計画の位置づけ

「第6期吹田市障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。また、「第2期吹田市障がい児福祉計画」は、本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。両計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

3 第4期吹田市障がい者計画における基本的な考え方

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

障がい者は、特別な存在ではありません。吹田市における人口の5.6%の人が障がい者手帳を所持しており、およそ20人に1人の割合です。また、理由により手帳を所持していないが、その対象となると思われる人も含めるとその割合はさらに多くなります。障がいがあってもなくても一人の市民として、住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現することが必要です。

第2章

吹田市における障がい者の状況

1 障がい者手帳所持者の状況

吹田市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はそれぞれ毎年増加しています。各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和元年度（2019年度）末現在20,881人（重複分を含む）となり、吹田市の人口総数の5.6%にあたります。また、平成27年度（2015年度）と比べて9.4%の増加となっています。

障がい者手帳所持者数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人口総数 a	367,510人	369,522人	370,072人	371,030人	373,978人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	19,091人	19,431人	19,883人	20,240人	20,881人
身体障がい者手帳 b1	13,894人	13,888人	14,087人	14,191人	14,479人
療育手帳 b2	2,833人	2,991人	3,073人	3,239人	3,378人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	2,364人	2,552人	2,723人	2,810人	3,024人
精神通院医療利用者	4,999人	5,304人	5,635人	6,013人	6,282人
手帳所持者の比率 c=b/a	5.20%	5.30%	5.37%	5.46%	5.58%

※ 人口総数は各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

※ 各障がい者手帳所持者数は各年度末現在（総数には重複分を含む）

2 障がい福祉施策に関わる市民の意識

計画の策定に向けて実施したアンケート調査で得られた主な結果は次のとおりです。

- 18歳以上で何らかの形で働いている人は27%で、働いていない人が68%を占めています。
- 差別を受けたり、偏見を感じた経験がある人は18歳以上の15%ですが、18～39歳の人では31%、精神障がいのある人で30%、知的障がいのある人で27%と多くみられます。
- 10年後の暮らし方に関する希望として、自宅で家族等と一緒に暮らすと答えた人が半数近くを占めています。
- 子供のことで気にかかっていることとして、進学や訓練、就職などの進路のこと、発達や障がいに関すること、家族以外との人間関係の順で多くみられます。
- 療育相談について望むことは、子供の特性に合わせた対応の仕方をわかりやすく教える、専門的な相談機関の充実、困ったときにすぐ相談できる体制を整えるとの回答が多くみられます。
- 子供の将来の暮らしのために、就労支援の充実、身近な相談体制、制度やサービスの情報提供が必要という人が多くみられます。

第
3
章

第6期吹田市障がい福祉計画

1 計画の策定に当たって

第6期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度（2023年度）を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

また、成果目標の達成状況の指標として、障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量（活動指標）及びその確保のための方策を定めることにより、目標達成に向けた取組を進めます。

2 成果目標

区 分		令和5年度 (2023年度) 目 標
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域移行者数	16人
	施設入所者減少数	6人
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日
	精神病床における1年以上長期入院患者数	230人
	精神病床における早期退院率	入院後3か月 69% 入院後6か月 86% 入院後1年 92%
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	運用状況の検証及び検討の回数	年1回
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数	102人 就労移行支援 85人 就労継続支援A型 11人 就労継続支援B型 6人
	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%
	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%
	就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	15,600円
(5) 相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。 不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室との連携体制を強化する。 府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有する。 	

◆成果目標に係る主な取組

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

- (ア) 施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。
- (イ) 相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。
- (ウ) 地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。 **重点取組**
- (エ) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

保健、医療、福祉関係者による協議を実施し、ネットワークを構築することにより、連携支援体制の確保を図ります。

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

- (ア) ニーズの高い「③緊急時の受入れ及び対応体制の確保」に向けて、各障がい者の日常的な支援機関と連携を図り、拠点施設及び市内短期入所施設の緊急受入れ枠を有効活用する等、支援体制の整備の方策について引き続き検討を進めます。 **重点取組**
- (イ) 「①相談支援体制の強化」及び「⑤地域の体制づくり」については、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。
- (ウ) 施設や親元から安心して生活の場を移行できるよう、「②一人暮らし等の体験の機会及び場の提供」機能を担うグループホーム等の整備を促進します。
- (エ) 「④専門的人材の養成、確保」については、引き続き人材確保に係る事業を継続するとともに、拠点施設における人材養成の方策を検討します。

【福祉施設から一般就労への移行等】

- (ア) 障がい者活躍推進計画に沿って、一事業者として障がい者雇用の促進に取り組むとともに、障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。 **重点取組**
- (イ) 一般就労への移行に向け、障がいの特性やニーズに合った支援が提供できるよう、事業所やその他の支援機関同士のネットワーク構築及び連携強化に向けた取組を引き続き進めます。 **重点取組**
- (ウ) 一般就労に向けた職業体験の機会として、市役所及び公共施設における障がい者職業実習など、就労実習の場の充実を図ります。
- (エ) 障がい者の工賃向上のため、引き続き授産製品の販売の拡充を促進します。
- (オ) 障がい者優先調達について、市役所全体で一層の推進を図るため、提供可能な授産製品や役務の周知など、市役所庁内への働きかけを積極的に行います。

【相談支援体制の充実・強化等】

- (ア) 障がい者相談支援センターは、センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組めます。**重点取組**
- (イ) サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など、体制整備の取組を継続します。**重点取組**
- (ウ) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組めます。**重点取組**
- (エ) 高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、相談から適切な支援につなげるため、相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築に取り組めます。また、地域自立支援協議会及び居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）との連携にも努めます。**重点取組**
- (オ) さまざまな障がいのうち、発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいとして考えられることから、支援の入り口部分である相談や支援について、大阪府と連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組めます。また、発達障がいのある児童の家族への支援として実施しているペアレントトレーニング及びペアレントプログラム（※1）については、引き続き受講者数の増加をめざします。

（※1）発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることができるよう実施する支援プログラム。

【障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

- (ア) 障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業所に対する集団指導等で注意喚起を行い、不正請求等の未然防止に向けた取組を継続します。
- (イ) 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及び子育て政策室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組めます。
- (ウ) 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会を捉えて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
- (エ) 基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修に参加し、総合的かつ専門的な相談支援を行うための支援技術の向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組めます。

3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策

項目	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
居宅介護	837人	16,476時間	860人	16,700時間	884人	16,950時間
重度訪問介護	21人	4,484時間	22人	4,723時間	23人	4,962時間
行動援護	213人	5,166時間	247人	5,830時間	288人	6,583時間
同行援護	83人	2,278時間	84人	2,318時間	85人	2,358時間
重度障がい者等包括支援	2人	480時間	2人	480時間	2人	480時間
生活介護	996人	17,068人日	1,016人	17,159人日	1,038人	17,252人日
療養介護	40人	-	40人	-	40人	-
自立訓練（機能訓練）	9人	149人日	11人	211人日	14人	304人日
自立訓練（生活訓練）	104人	1,687人日	127人	2,031人日	157人	2,459人日
就労移行支援	165人	2,335人日	182人	2,382人日	202人	2,444人日
就労継続支援（A型）	237人	3,859人日	277人	4,270人日	324人	4,740人日
就労継続支援（B型）	414人	6,105人日	428人	6,192人日	442人	6,281人日
就労定着支援	61人	-	70人	-	81人	-
短期入所（ショートステイ）	357人	2,208人日	394人	2,361人日	437人	2,531人日
共同生活援助（グループホーム）		397人		419人		497人
施設入所支援		167人		166人		165人
自立生活援助		8人		8人		8人
計画相談支援		667人		792人		942人
地域移行支援		6人		9人		12人
地域定着支援		4人		5人		6人

◆見込量確保のための方策

【訪問系サービス】

- ・重度障がい者に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- ・障がい特性に対応したサービスの提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修、同行援護従業者研修、強度行動障がい支援者養成研修等の受講支援に取り組みます。
- ・今後もサービス利用の増加を見込んでおり、安定的なサービス提供を行うため、福祉人材の確保について、事業所とともに検討を進めます。

【日中活動系サービス】

- ・障がい者の社会参加を促進するため、障がい特性に合った支援体制の確保に取り組みます。
- ・医療的ケアの必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討します。

重点取組

【短期入所サービス】

- ・医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、サービスの確保に向け取り組みます。**重点取組**
- ・緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効的に活用する方策など、引き続き支援体制の検討を進めます。
- ・親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。

【居住系サービス】

- ・地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。**重点取組** 【再掲】

なお、増加するグループホームの見込量は、現状と今後3年間の整備見込みを踏まえ算出していますが、障がい者の重度化及び高齢化、親亡き後の生活の場である共同生活援助の必要数を考えると、まだまだ十分な見込量とはなっていません。整備にあたっては、課題となっている土地や住宅の確保、世話人等の人材不足の解消に取り組みます。

- ・医療的ケアの必要な重度障がい者の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の構築に向け検討を進めます。**重点取組**

【相談支援】

- ・サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の体制確保に向けた取組を継続します。【再掲】
- ・相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。【再掲】
- ・施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。【再掲】

(2) 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向性

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
相談支援事業等	理解促進研修・啓発事業		有	有	有	
	自発的活動支援事業		有	有	有	
	障がい者相談支援事業		6か所	6か所	6か所	
	基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		無	有	有	
	成年後見制度利用支援事業		32人	37人	42人	
	成年後見制度法人後見支援事業		無	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業		342件/544時間	342件/544時間	342件/544時間	
	要約筆記者派遣事業		13件/30時間	13件/30時間	13件/30時間	
	手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）		2人	2人	2人	
	入院時コミュニケーション支援		14人	14人	14人	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業	手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	20人	20人	20人	
		養成講習修了者数	15人	15人	15人	
	要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	5人	5人	5人	
		養成講習修了者数	10人	10人	10人	
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（登録者数）			30人	30人	30人
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（登録者数）			10人	10人	10人
	手話通訳者派遣事業	年間利用件数		35人	35人	35人
		時間数		55時間	55時間	55時間
	要約筆記者派遣事業	年間利用件数		2人	2人	2人
		時間数		3時間	3時間	3時間
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	年間利用件数		325人	350人	375人
		時間数		1300時間	1400時間	1500時間
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	年間利用件数		0人	0人	0人
		時間数		0時間	0時間	0時間
手話奉仕員養成研修事業	年間養成講習修了者数		64人	80人	96人	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具		34件	34件	34件	
	自立生活支援用具		90件	90件	90件	
	在宅療養等支援用具		80件	80件	80件	
	情報・意思疎通支援用具		380件	380件	380件	
	排せつ管理支援用具		8,000件	8,000件	8,000件	
	居室生活動作補助用具（住宅改修費）		8件	8件	8件	

移動支援事業		1,083人 152,731時間	1,105人 155,838時間	1,127人 158,945時間
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	2か所/9,368人	2か所/9,368人	2か所/9,368人
	地域活動支援センターⅡ型	2か所/452人	2か所/452人	2か所/452人
	地域活動支援センターⅢ型	0か所/0人	2か所/2,760人	2か所/2,760人
その他	障がい児等療育支援事業	1か所	1か所	1か所
	精神障がい者地域生活支援広域調整等事業 【地域生活支援広域調整会議等事業】（協議会の開催回数）	0回/年	1回/年	1回/年
	訪問入浴サービス事業	1,083人日	1,094人日	1,104人日
	日中一時支援事業	13,687人日	15,540人日	17,411人日

◆見込量確保のための方策

【理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

- 障がい者の社会参加を図るため、イベント等の機会を活用し啓発活動を推進するとともに、障がい者等が自発的に行う活動を支援することで、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。

【相談支援事業】

- 障がい者相談支援センターは、センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。【再掲】
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。【再掲】

【成年後見制度関連事業】

- 成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながるようなことができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組みます。
- 後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。

【意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保にあたっては、講習会での養成を進めるとともに、ICTの活用など幅広い視点から手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の確保に取り組みます。
- 入院時コミュニケーション支援については、制度の啓発に努めます。

【手話奉仕員養成研修事業】

- ボランティア団体やサークル等と連携しながら、手話奉仕員の養成研修を実施し、意思疎通支援の担い手の育成に取り組みます。

【日常生活用具給付等事業】

- ・重度障がい者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図るため、本市の実情に応じた対象用具等の給付又は貸与について検討を継続します。

【移動支援事業】

- ・重度障がい者に対しては、必要に応じて複数派遣を決定するなど、手厚い体制で支援が行えるよう取組みます。
- ・移動支援事業の充実を図るため、ガイドヘルパーの養成を促進します。

【地域活動支援センター機能強化事業】

- ・精神障がい者の地域生活の充実を図るため、居場所を確保しながら、居住から就労までさまざまな相談を受け止め、対応するサービスや社会資源につなぐ機能を持つ地域活動支援センターⅢ型を整備するとともに、Ⅰ型及びⅡ型施設については、機能の強化を図ります。

【障がい児等療育支援事業】

- ・障がい児等の支援を行う事業所等に対し療育や相談に関する助言や、支援技術向上のための研修等を行います。

【精神障がい者地域生活支援広域調整等事業】

- ・精神障がい者の地域生活を支援する関係機関との連携体制の構築に向け、保健所と連携しながら、検討を進めます。

【日常生活支援（訪問入浴サービス・日中一時支援）】

- ・訪問入浴サービス事業については、障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。
- ・日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、日中一時支援事業を含む支援のあり方を検討します。

【その他の取組】

- ・障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進するため、文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保に努めます。

4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

◆取組項目

(1) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

- (ア) 公共施設の新設等にあたっては、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準に適合するものとし、バリアフリー吹田市民会議や障がい者からの意見を参考に整備を進めるなど、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。
- (イ) 合理的配慮の提供が市役所全体の取組として十分に浸透するよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議を開催し、常に合理的配慮の視点をもって業務が行われるよう、啓発を推進するとともに、効果的な取組について検討を進めます。**重点取組**

- (ウ) 地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を推進するため、吹田市障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消に向けた取組について検討を進めます。

重点取組

- (エ) 差別解消、合理的配慮の推進やバリアフリー化に向けた取組と併せて、ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。

(2) コミュニケーション支援の促進

- (ア) 障がい者がさまざまな情報を得ることができる環境を整備するため、あらゆる情報発信について、分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、取組を進めます。
- (イ) 障がい特性に応じ、言語（手話を含む。）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。また、コミュニケーション手段の確保におけるICTの活用等、幅広い視点で障がい者の情報取得やコミュニケーション支援等の機会拡大に取り組みます。**重点取組**
- (ウ) サービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。

(3) 障がい者に対する虐待の防止

- (ア) 障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業員の虐待防止に対する意識を高める研修の実施等、虐待事案の未然防止及び早期発見が促進される取組を促進します。
- (イ) 虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組みます。
- (ウ) 成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながるができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組みます。【再掲】

(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

- (ア) 障がい福祉サービス事業所等において、災害等のリスクを洗い出し、あらかじめ対応策を定めておくなどのリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、注意喚起を行います。
- (イ) 発災時に備え、各事業所においては地域や関係機関との関係性の構築を図ることが重要であることから、地域の障がいに対する理解促進に取り組みます。

(5) 障がい福祉人材の確保

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の状況においても、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会の継続を検討するとともに、感染防止策が求められる中での有効な採用活動のあり方について、事業者の意見を聞きながら検討します。
- (イ) 福祉人材の確保にあたっては国及び大阪府と連携して取り組みながら、市の取組として、研修費補助制度の活用を促進するとともに、より効果的な人材確保策について検討を進めます。**重点取組**
- (ウ) 確保した人材の定着に係る施策及びサービスの専門性が高められるよう、人材の養成に必要な取組を進めます。**重点取組**

1 基本的な考え方

障がいのある児童の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障がい児通所支援等を必要とする児童が増加する中、早期発見・支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっており、また、民間事業所の関わりが広がる現状において、公・民のさらなる連携も必要です。

障がい児福祉計画に基づき、障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するとともに、必要なときに必要な支援へと着実につないでいけるよう、関係機関と連携を強化し、取組を推進していきます。

(1) 地域支援体制の構築

こども発達支援センターを本市の障がい児支援の拠点施設と位置付け、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービス事業所と連携し、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がい児通所支援サービス事業所に対しては、関係部局が連携し、情報共有や課題解決に向けた研修、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施等に努め、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

こども発達支援センター等の子育て支援担当部局と保健センター等の保健医療担当部局の関係機関同士が緊密な連携を図り、障がい児の早期発見・支援や健全育成、障がい児通所支援の体制整備を推進するとともに、児童のライフステージに沿って、教育等の関係機関へ支援を円滑に引き継いでいくよう努めます。

また、難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障がい児通所支援サービス事業所等と、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）、幼稚園、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築に努めます。

また、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。さらに、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めます。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

市内に2か所ある医療型児童発達支援センターのほか、重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所等により、重症心身障がい児の地域生活を支援する体制の整備に努めます。

また、医療的ケア児の育ちや暮らしを支援するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が参加する協議の場を活用した社会資源の開発・改善に努めます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制

障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターや保健センター、のびのび子育てプラザ、子育て政策室等の各機関の役割を周知するとともに、各機関において専門知識を深め、ライフステージに応じた適切な支援につなげるよう連携し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい児通所支援サービスの利用に当たっては、児童本人や家族に対する支援を継続的かつ一体的に受けられるように障がい児相談支援の利用の周知に努めるとともに、障がい児相談支援を実施する事業者の質の向上のため、こども発達支援センターによる後方支援の充実に努めます。

2 成果目標

国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標（成果目標）を設定します。

区 分		令和5年度 (2023年度) 目 標
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターの設置	福祉型 1か所 医療型 2か所
	保育所等訪問支援を実施する事業所数	3か所
(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	3か所
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4か所
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
	医療的ケア児等コーディネーターの配置数	1名

◆成果目標に係る主な取組

- ・ こども発達支援センターと障がい児通所支援サービス事業所との連携強化を図り、事業所への訪問巡回や、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の活動を通じた情報共有や課題解決に向けた研修の実施等により、療育水準の向上に努めます。
- ・ こども発達支援センター等で実施している保育所等への巡回相談などの巡回・派遣型事業と連携し、役割分担をしながら、保育所等訪問支援の充実を図ります。
- ・ 早期発見・早期療育に向け、関係機関との連携を強化し、相談体制を整備するとともに、親子教室の充実や児童発達支援事業所等との連携等に努めます。
- ・ 小学校就学時にはそれまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保に努めます。
- ・ 発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者を対象とした支援プログラムの充実等に取り組みます。
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援等の通所支援等の充実を進めます。また、居宅介護や訪問看護等について、関係機関と連携し、個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。

3 障がい児支援の利用見込みとその確保策

成果目標を達成するため、障がい児支援の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。

項目	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
児童発達支援	507人	4,053人日	537人	4,295人日	569人	4,553人日
医療型児童発達支援	55人	660人日	55人	660人日	55人	660人日
放課後等デイサービス	1,303人	11,728人日	1,538人	13,838人日	1,814人	16,329人日
保育所等訪問支援	5人	17回	5人	19回	5人	19回
居宅訪問型児童発達支援	4人	20回	4人	20回	4人	20回
障がい児相談支援	427人	-	533人	-	666人	-
保育所（※）	120人	-	120人	-	120人	-
認定こども園（※）	50人	-	50人	-	50人	-
放課後児童クラブ （留守家庭児童育成室）（※）	165人	-	165人	-	165人	-

（月平均見込値。ただし、（※）については、障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の受入数）

◆見込量確保のための方策

【障がい児支援】

- ・今後もサービスが必要な児童がスムーズに支援を受けることができるよう制度の周知や体制整備に取り組むとともに、支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。
- ・障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。
- ・支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、必要に応じ家族への支援を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施するなど、相談支援体制の充実・強化に努めます。

【子ども・子育て支援等】

- ・保育所等においては、発達支援保育制度及び要配慮保育制度により、障がい児の受け入れを実施します。私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。
- ・放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配します。また、一定の要件を満たす児童については、モデル事業として5、6年生の受け入れを行います。
- ・こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談を実施し、保育支援や保護者支援を行います。

第5章

計画に基づく施策の推進に向けて

1 実施体制

第4期障がい者計画の基本理念及び基本的方向性に基づき、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画については、福祉部と児童部が共同で取組を推進するとともに、庁内関係所管や他の行政機関、障がい当事者及び障がい福祉団体その他地域団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組みます。

2 進行管理

計画の円滑な推進を図るために、PDCAサイクルを導入し、取組状況や実績をとりまとめ、計画の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。

なお、分析及び評価にあたっては、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会において進捗状況の報告を行い、意見交換や議論等により、障がい当事者の実態を把握するとともに、計画の推進にあたり意見等の反映に努めます。

PDCAサイクル



第6期吹田市障がい福祉計画 第2期吹田市障がい児福祉計画 概要版・案

令和2年(2020年)12月

発行 吹田市福祉部障がい福祉室 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 電話 06-6384-1349
吹田市児童部子育て政策室 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 電話 06-6105-8016